

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表3中

「	1,100円	「	1,400円	
	1,800円		2,100円	
	2,400円		2,800円	
	1,000円		1,200円	
	1,600円		2,000円	
	2,300円		2,700円	
	43円		52円	
	62円	を	74円	に改める。
	92円		110円	
	120円		150円	
	180円		220円	
	250円		290円	
	430円		520円	
	620円		740円	
	1,200円	」	1,500円	」

(2) 別表4 10 モエレ沼公園の表中

「	自転普通車	1台につき最初の 使用2時間まで	200円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。	」
---	-------	---------------------	------	-------------------------------	---

を
「

野 球 競 一 入 場 技 般 場 (練 習 場 を 含 む 。)	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	15,000 円	(1) 入場料の類を徴収する 場合の使用料の額が入場 料の類を徴収しない場合 の使用料の額より少額の ときは、入場料の類を徴 収しない場合の額による ものとする。 (2) 備付物件の使用料は、 市長が別に定める。 (3) 冷房装置、暖房装置等 を使用した場合は、市長 が定めるところにより、 その実費相当額を徴収す る。 (4) 使用時間が単位時間に 満たない場合であつても、 当該単位時間どおり 使用したものとみなす。
		午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	15,000 円	
		午後 5 時から午後 8 時まで	11,700 円	
		午前 8 時から午後 5 時まで	25,800 円	
		午後 0 時 30 分から午後 8 時まで	26,700 円	
		午前 8 時から午後 8 時まで	37,500 円	
		1 時間につき	3,900 円	
	入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	最高入場料 の 120 人分	
		午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	最高入場料 の 120 人分	
		午後 5 時から午後 8 時まで	最高入場料 の 80 人分	
		午前 8 時から午後 5 時まで	最高入場料 の 190 人分	
		午後 0 時 30 分から午後 8 時まで	最高入場料 の 200 人分	
		午前 8 時から午後 8 時まで	最高入場料 の 270 人分	
	学 入	午前 8 時から午後	7,400 円	

	生 場 (料 児 の 童 類 を 徴 収 し な い 場 合 。)	0時30分まで	
		午後0時30分から午後5時まで	7,400円
		午後5時から午後8時まで	5,700円
		午前8時から午後5時まで	12,900円
		午後0時30分から午後8時まで	13,100円
		午前8時から午後8時まで	18,600円
		1時間につき	1,900円
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	午前8時から午後0時30分まで
		午後0時30分から午後5時まで	最高入場料の60人分
		午後5時から午後8時まで	最高入場料の40人分
		午前8時から午後5時まで	最高入場料の120人分
		午後0時30分から午後8時まで	最高入場料の100人分
		午前8時から午後8時まで	最高入場料の160人分
練 習 場	一般	1時間につき	3,000円
	学 生 (児 童 及		1,500円

	び 生 徒 を 含 む。)		
多 目 的 室	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	1,700 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	1,700 円
		午後 5 時から午後 8 時まで	1,140 円
		午前 8 時から午後 5 時まで	3,400 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで	2,840 円
		午前 8 時から午後 8 時まで	4,540 円
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで
	午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	3,400 円	
	午後 5 時から午後 8 時まで	2,280 円	
	午前 8 時から午後 5 時まで	6,800 円	
	午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで	5,680 円	
	午前 8 時から午後 8 時まで	9,080 円	

自 転 車	普通車	1 台につき最初の 使用 2 時間まで	200 円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。
-------	-----	------------------------	-------	-------------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 5 項及び第 6 項の規定 公布の日

(2) 別表 4 10 モエレ沼公園の表の改正規定 市長が定める日

(経過措置)

2 改正後の別表 3 の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が 1 年未満であるものの占有料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が 1 年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものに係る占有料の額の算定に用いる単価については、令和 6 年度の占有に係るものに限り、改正後の別表 3 金額の欄の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる額とする。

(準備行為)

5 改正後の別表 4 10 モエレ沼公園の表に規定する野球場（以下「野球場」という。）に係る使用承認等の手続、使用料の支払手続その他野球場を供用するために必要な準備行為は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

6 野球場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年

条例第33号)第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

附則別表

区分		額
電柱	第1種電柱	1,300円
電話柱	第2種電話柱	1,900円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140円
	外径が1メートル以上のもの	1,400円

(理由)

都市公園の占用料の一部について道路占用料に合わせて改定するほか、モエレ沼公園に硬式野球場を新設することに伴い、当該野球場に係る使用料等を新たに定めるため、本案を提出する。